

電子書籍の著作権処理についての提案

日本文藝家協会副理事長 三田誠広

1、電子書籍には2種類ある

A……キンドル、スマートフォン等に配信される文字データ（テキスト文書）

B……図書館蔵書の版面をアーカイブした電子画像（イメージ文書）

ここではAを新刊電子書籍、Bをアーカイブ画像と呼んでおきます。

2、新刊電子書籍の著作権処理

新刊書の場合は著作者が現存していますので契約によって処理できます。

紙の本の場合は《初版部数》が設定されこれが《契約金》として機能します。

電子書籍の場合は《初版部数》という概念がないので別途の《契約金》が必要。

上記の《契約金》も含めて印税率の基準などを設定する必要があります。

《著作者》と呼ばれる書き手は、ベストセラー作家から素人まで多様。

従って状況に合わせて多様な契約の条件があるはずだが何らかの基準は必要。

《あまり売れていないプロの作家》というモデルケースで契約の雛型を作る。

3、アーカイブ画像のネット配信

アーカイブ画像は国会図書館に行けば無料で閲覧できる。

ただしプリントアウトについては適正な利用料を負担する。

ネット利用者は国会図書館への交通費程度の費用を利用料として負担する。

上記の利用料を著作者に分配するための《著作権集中管理機構》を設立する。

著作権管理事業法で定められた管理事業者は著作権者データを提出して登録する。

《著作権集中管理機構》は利用料を各管理事業者に分配する。

《著作権集中管理機構》は著作権者個人の登録を受け付け事業者に振り分ける。

《著作権集中管理機構》は広く社会に告知して著作権者の登録を求める。

未登録の著作権者のデータが利用された場合は利用料金を積み立てる。

《著作権集中管理機構》は《公的機関》でなければならない。

国民の「知る権利」「読む権利」「文化を享受する権利」に対応する。

ヨーロッパでは公共貸与権による基金の分配が実施されているがこれがモデル。

《著作権集中管理機構》は有識者による委員会を設けオプトアウトの可否を審議。